

ショートステイ花ぞの 料金表

令和元年10月1日改定

◆ 介護保険適用サービス費（利用者負担分）

～介護予防短期入所生活介護（対象：要支援1・2）

区分	介護サービス費	機能訓練体制加算	サービス提供体制強化加算	1日あたりの利用料金(円)		
				1割	2割	3割
要支援1	514	12	18	553	1106	1659
要支援2	638	12	18	679	1358	2037

～短期入所生活介護（対象：要介護1～5）

要介護	介護サービス費	機能訓練体制加算	サービス提供体制強化加算	夜勤職員配置加算	1日あたりの利用料金(円)		
					1割	2割	3割
1	684	12	18	20	746	1492	2238
2	751	12	18	20	814	1628	2442
3	824	12	18	20	888	1776	2664
4	892	12	18	20	958	1916	2874
5	959	12	18	20	1026	2052	3078

◇ 寄居町は地域区分7等級のため、1単位あたり10,17円の計算となります。

◆ 食費/居住費（1日あたり）

利用者負担段階(※)	食費(円)	居住費(円)	合計
第1段階	300	820	1,120
第2段階	390	820	1,210
第3段階	650	1,310	1,960
第4段階	1,392	2,006	3,398

◆ その他の費用（入所される方の状態等により、これ以外にもかかる場合があります。）

加算項目	1食あたりの費用(単位)
療養食加算	8

追加項目	1日あたりの費用(円)
おやつ代	50
日常生活費	200

加算項目	1回あたりの費用(単位)
送迎加算	184(片道)
介護職員処遇改善加算	各月の介護保険料の8.3%
介護職員等特定処遇改善加算	各月の介護保険料の2.7%

追加項目	1回あたりの費用(円)
教養娯楽費(外出時等)	実費

※ 所得に応じて、食費/居住費の負担限度額が設けられており、負担が軽減されます。（負担の軽減を受けるには、市町村への申請が必要です。）

利用者負担段階	対象者
第1段階	・生活保護受給者・老齢福祉年金受給者等（市町村民税世帯非課税）
第2段階	・世帯全員及び配偶者が市町村民税非課税で、課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円以下の方等 ・本人の預貯金等が1000万円以下（配偶者がいる場合は夫婦合わせて2000万円以下）
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担段階が第2段階に該当しない方等（課税年金収入額が80万円超266万円未満の方等） ・本人の預貯金等が1000万円以下（配偶者がいる場合夫婦合わせて2000万円以下）
第4段階	上記以外の方（市町村民税世帯・本人課税者）

<お問い合わせ> 特別養護老人ホーム花ぞの
TEL 048-584-7187
FAX 048-584-7787